



8

# 修学支援に当たって

## —主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法—

---

# 8

## 修学支援に当たって —主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法—

### 8-1 発達障害

【自閉スペクトラム症】 (Autism Spectrum Disorder : ASD)	41
【注意欠如多動症】 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD)	45
【限局性学習症】 (Specific Learning Disorder : SLD)	51

### 8-2 精神障害 ..... 59

### 8-3 視覚障害 ..... 65

### 8-4 聴覚障害 ..... 72

### 8-5 肢体不自由 ..... 78

### 8-6 慢性疾患、難病その他の機能障害等 ..... 86



(支援室窓口)

# 8 – 1 発達障害

佐々木 銀河・野呂 文行

## 自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorder : ASD)

### (1) ASDの概要

ASDは、対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障害です。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等の診断を受けている学生もASDに含まれます。対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ等から、大学等では、授業・研究室活動・サークル活動等の多くの場面でトラブルを起こしてしまう場合も少なくありません。また診断を受けている学生の数も多くないために、本人が自分の障害を理解・受容することが難しい場合もあります。更に他の発達障害や二次障害としての精神疾患を併せもつ学生もいます。修学上の困難がどのような要因で生じているのかを正確に把握し、配慮・支援していくことが大切です。



### (2) 修学において起こりがちな困難さの例 (制限・制約)

- 教職員から言わされたことを正確に理解できずに、指示どおりに行動できなかったり、指示とは異なる行動をしてしまうことがあります。
- 会話の細部にこだわってしまい、本質から外れたやりとりをすることがあります。
- 良好的な対人関係を構築できずに、同級生の集団から孤立してしまうことがあります。
- 休講や教室変更等予定外の出来事に対して、スムーズに行動を切り替えられないことがあります。

- 聴覚過敏により、周囲の学生の声や特定の機械音に対する苦痛を訴えて、通常の教室環境では受講できないことがあります。
- 他者の表情や感情等の読み取りが難しいために、場にそぐわない発言や周囲の人の気分を害する言動をしてしまうことがあります。
- 緊張や不安が高まった場合に、自分の感情をコントロールできずに、急に退室をしてしまうことがあります。

### (3) 合理的配慮の例

#### ● 試験時

試験問題やレポート課題において、問題文は、あいまいな表現（意味を取り違える可能性のある表現）を避け、明確な表現を心掛けます。また回答方法の例示をします。

#### ● 授業

- 授業中の支援機器の使用を許可します（授業の録音、PC筆記、板書の写真撮影等）。
- 本人が受講しやすい座席を確保します。
- 途中入室・退出に関する明確なルールを決めるとともに、本人が途中入室・退出した場合は、その理由を確認します。
- グループディスカッションでは、挙手してから順番に発言するなどの基本的な（暗黙な）ルールを確認するとともに、必要に応じて発言内容を板書するなどの工夫を行ないます。
- 感覚過敏がある学生に、サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めます。
- 実験・実習授業において、本人と相談した上で、必要に応じて追加のマニュアル等を用意します。
- 学外実習授業等において、本人が事前に実習施設を見学する機会を設けます。

## ● その他

- 会話において伝わりにくさを感じる場合、主語述語等を省略せずに、5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使います。
- 口頭で伝わりにくい場合、文字や図を書いて説明します。
- 休講等予定が変更される場合に、本人が情報を確認しやすい手段をあらかじめ相談して決めておきます。
- 本人の希望に応じて、コミュニケーションスキルの支援を提供している学内の専門部署や学外の支援機関を紹介します。

## (4) 指導方法の例

- ユニバーサルデザインに基づく授業を実施します(P27を参照)。
- 説明や会話をする際に、本人が使っている言葉や表現方法を用いるとやりとりがスムーズになる可能性があります。
- 他者の表情や感情を読み取りにくいので、教職員は思っていることや感じていることを、本人に明確に言葉にして伝える方が理解を促せます。
- 対人関係の構築ができずに学生間の情報共有に参加できていないことがあるため、重要な事柄については本人に個別に伝えます。
- 「言われていなくても理解しておくべきこと」等のいわゆる暗黙のルールやマナーを言葉や文字で明確に伝えることで、状況の理解が促進される可能性が高まります。
- 学生同士でグループを組んで行なう活動については、本人の意向を確認した上で、部分的な参加や指導者が仲介する形での参加を認めると、徐々に参加できるようになることがあります。
- 興味や関心のあることに関しては、他の学生と比べて優れた能力を発揮することもあるため、本人の興味・関心に即した取り組み方を許容することも重要です。

## リンク

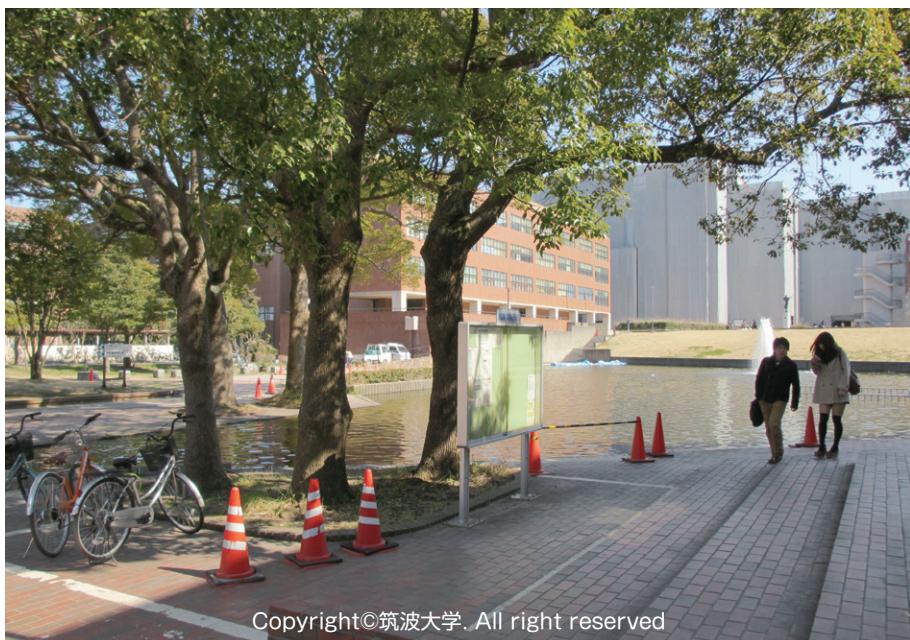
- ① 日本学生支援機構 発達障害・高機能自閉症等の学生への支援・配慮事例  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/hattatsu\\_jiheisyo.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/hattatsu_jiheisyo.html)
- ② 日本自閉症協会  
<http://www.autism.or.jp/>
- ③ Autism Speaks  
<https://www.autismspeaks.org/>
- ④ 日本発達障害ネットワーク (JDD Net)  
<https://jddnet.jp>

## 注意欠如多動症 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD)

青木 真純・岡崎 慎治

### (1) ADHDの概要

注意欠如多動症(ADHD)は、不注意、多動、衝動性といった3つの主症状からなる発達障害です。これらの主症状の背景として、脳機能の特異性による注意や情動をコントロールすることの難しさが想定されています。また、年齢発達や置かれた状況によって、行動上に現れる特徴の程度や頻度が変化する場合があります。大学等では、不注意や衝動性による困難さが目立ちやすいと考えられます。また、ASDやSLD、二次障害としての精神疾患等といった、複数の特徴や症状を併せもつ場合も少なくありません。したがって、ADHDの特徴に対する支援のみならず、それぞれの特徴に対する支援も必要になることが多いと考えられます。以下に示す修学上の困難さは、ADHD以外の特徴を持っている場合にも見られることがあります。原因によってアプローチが異なるため、適切なアセスメントに基づいて、支援を提供することが大切です。あわせて、本章の合理的配慮の内容や指導方法の例についても、本人のニーズや特性、大学等の状況などを勘案して適切な支援内容を選択する必要があります。



Copyright©筑波大学. All right reserved

## (2)修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

- レポートや試験における誤字脱字、計算間違い等のちょっとしたケアレスミスが他の学生よりも多いことがあります。メールについても宛先の間違いや添付ファイルの付け忘れ等が多く、本人も気を付けなければならることは分かっていますが、注意を受けても、自分一人ではなかなか修正できないことが多く見られます。
- 学生証や提出すべき書類等、大事なものを頻繁に忘れてしまったり、紛失してしまったりすることがあります。
- 研究室の机の上やカバンの中等、整理整頓することや、きれいな状態を保つことが難しく、周囲からだらしない学生と誤解を受けることがあります。
- 時間の感覚を持ちづらく、見通しが甘くなりがちであったり、時間管理がうまくできなかつたりするため、授業に遅刻したり、約束の時間に間に合わないことがあります。特に慣れてきた頃に、それが頻繁に見られるようになります。
- やる気や集中力が続かない、あるいはすぐに飽きてしまい、根気よく続けることが難しいことがあります。特に興味の持てないものや、単調な繰り返し作業、長期間にわたって取り組む必要のあるものではそれが顕著に現れます。一方で、興味のあるものに対しては、過剰に集中し、やめられなくなってしまうこともあります(この状態を過集中と呼びます)。
- 取り組むべき課題等をつい先延ばしにしてしまい、締切りの前日等、ぎりぎりになってから取り組むために、締切りに間に合わないことや、不完全なまま提出してしまうことがあります。
- 複数の課題の管理が必要とされる場合に、どれも重要と考えてしまい、まだ重要なことが終わっていないのにもかかわらず、次のことを始めてしまうなど、重要度や進捗状況に合わせて優先順位を付けながら実行することが難しいことがあります。そのため、結果的に全ての作業が中途半端になってしまることがあります。
- ディスカッションの時間等に、思わずしゃべりすぎてしまったり、人の話をさえぎってしまったり、言わなくてもよい余計な一言をうっかり言ってしまうことがあります。反対に、うまく説明しなければならない状況では、言いたいことや伝えたいことを整理して伝えることが難しいこともあります。
- どうすればよいかを十分に理解していても、自分の思ったとおりに行動するこ

とが難しく、同じ失敗を繰り返すため、注意されたり、叱責されたりする経験が多くなりがちで、自己効力感が低い学生が多く見られます。

上述の困りごとは、周囲からやる気がない、能力がないと誤解されてしまうことがあります。これは、いつも同じようにできないわけではなく、場合によってはうまくできることもあり、本当はできるのにわざとやらないのではないかと思われてしまうことがあるためです。このように、行動上のパフォーマンスにおけるムラ（例えば、レポートや試験の出来、1日の作業量、集中できる時間等が両極端な場合を指します）が大きいことは、本人が不全感を感じやすく、精神的な不安定さにつながりやすいため、特に周囲の理解が必要です。

### （3）合理的配慮の例

#### ● 試験時

- 本人にとって気が散るもの少ない、静かな教室での受験が望ましい場合があります。学生の状態によっては、パーティションの使用や、別室受験を検討してもよいでしょう。
- レポートや課題の評価に当たって、締切りを延長するといった措置が必要な場合もあります。ただし、これらはいずれも、それらの配慮を行なうことで本人の能力を最大限に発揮できることが分かっている場合に限って実施るべき配慮です。ADHDのある学生によっては、締切りを何度も延長してもレポートや課題の提出が難しい場合もありますし、レポートや課題の作成のスケジュールと一緒に考える方が有効な場合もあります。
- あわせて、特に試験やレポートといった評価に関わる部分での合理的配慮については、周囲の学生から説明を求められることがあるかもしれません。その場合に、なぜこのような配慮が必要か、またこの方法が公平な評価であるかを周囲の学生に説明する必要がある場合があります。そのために、誰に何をどこまで伝えるかについても本人と事前に確認をしておくことが必要です。

## ● 授業

- 注意集中が難しい場合の授業内容の保障として、授業の録音や板書の写真撮影のための支援機器（例えば、ICレコーダーやスマートペン、スマートフォンのカメラアプリ等）使用の許可が挙げられます。ただし、これらの支援機器は、本人のニーズに合っていれば使用される可能性が高い一方で、必ずしも全てのADHDのある学生に有効とは限りません。



(パーテーションのある自習スペース)

- レポート課題の内容や締切り等、重要なことや覚えていてもらいたいことは、配布資料など形に残るものの中にも記述しておくと、本人が頭の中では忘れてしまっても、それを見ることで思い出すきっかけになることがあります。
- 1日を通じた集中講義等、長時間にわたって座って授業を聞く必要がある場合には、休憩をこまめにとる、あるいは、途中退席並びに途中参加しやすい環境を設定することで、授業に集中しやすくなることがあります。
- 授業担当教員のオフィスアワーを活用するなどして、学生が授業中に曖昧になっている内容（授業の内容やテスト等の重要な情報）を質問したり、確認したりするための時間を提供することが望ましいでしょう。

## ● その他

- 授業の構成や資料の作成、事務連絡のための掲示版のレイアウト等において、ユニバーサルデザインに基づく対応を行なうことで、講義の中でADHDを含めた様々な特徴のある学生に対応することができる可能性があります。
- 学外実習等で学外の担当者に配慮を求める必要がある場合には、本人の特性等に関する情報を誰にどの範囲まで伝えてよいのか、あらかじめ本人と相談しておくことが必要でしょう。

## (4) 指導方法の例

- 重要なことを伝える際には、繰り返し確認できる機会を設ける、あるいは、「これから重要なことを伝えますので、よく聞いてください」と言ってから伝えるなど、学生の注意がこちらに向いていることを確認してから伝えることで、本人が聞いていなかったということを防ぐことができます。
- 指示は、1回で1つずつ内容を伝えるなど、明確で簡潔な方が伝わりやすいことが多いです。
- 卒業論文や修士論文等、長期間にわたっての取組が必要になる場合には、タスクを細かく区切り、少しずつ進めていくよう、ゼミ等でタスクの進捗状況を定期的に報告する機会を設けると、何もできなかつたという結果になりにくく、本人にとっても達成感を感じることができます。また、それによって、その後の取組に対する動機づけが上がり、本人の能力を十分に発揮できる場合があります。
- 研究室の役割分担やチームで研究を進めるときなど、たくさんのやるべきことがあるときは、先に手順を整理し、優先順位を確認しておくとうまくいく可能性が高まります。
- ADHDに起因した失敗については、本人を叱責しても改善しにくいため、できたところまでを評価する方が、お互いにとって、よりよい関係性を長く保つことができます。
- 本人が修学上で困ったことを相談できる場所を学内に準備し(例えば、障害学生支援室のスタッフや保健管理センターのカウンセラー等)、その情報を本人に対して、周知しておくことが必要です。本人の困り感が強い場合には、学内のしかるべき相談窓口を紹介することで問題解決につながる場合もあります。
- あわせて、本人の修学における自助スキルを向上させるために、学外のリソースを含めて、支援機関を紹介することが必要となることがあります。また、自助スキルの獲得や向上のための指導に当たっては、その機会を設けるだけではなく、本人がそうすることに対するメリットを自身で感じられることが重要です。その上で、本人自身が自分の認知特性を理解し、それに合った方法を支援者と一緒に探していくプロセスを経ることが有効な場合があります。

## リンク

- ① 日本学生支援機構 発達障害・LD及びADHDの学生への支援・配慮事例  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/hattatsu\\_ld\\_adhd.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/hattatsu_ld_adhd.html)
- ② ADHD情報サイト  
<https://adhd.co.jp>
- ③ CHADD  
<http://www.chadd.org>
- ④ えじそんくらぶ  
<http://www.e-club.jp/about/message/7.html>
- ⑤ 日本発達障害ネットワーク (JDD Net)  
<https://jddnet.jp>

## 限局性学習症 (Specific Learning Disorder : SLD)

高橋 知音

### (1) SLDの概要

発達障害のうち、学習に関する障害は、米国精神医学会の診断基準(DSM-V)では限局性学習症(限局性学習障害)と呼ばれ、発達障害者支援法では学習障害と呼ばれます。DSM-VにおいてはSLD以外にも、学習障害に関わる医学的概念があります。文部科学省の学習障害の定義によると、全般的な知的発達に遅れがなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態です。学習の困難の直接的原因が、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因である場合は、学習障害ではありません。医学的診断としてのSLDは、対象となる学業スキルとして読字、文章理解、書字、文章記述、数の操作、数学的推論が含まれています。

- (発達性) ディスレクシア：読むことの中でも、その最初の段階である、単語や文字を音に変換する部分(図1の①の段階)が正確に早くできない状態のことで、読字障害、難読症、失読症等と訳されます。結果として書くことがうまくいかない場合も多いので、読み書き障害とする場合もあります。なお、これらの症状は脳血管障害等によっても生じるため、それらと区別するために「発達性」の語を加えることがあります。
- 発達性協調運動症：協調運動技能の獲得や遂行が困難な状態です。協調運動とは、複数の体の動きを統合した運動の、例えば、物をつかむ、はさみを使う、文字を書く、自転車に乗るなどが含まれます。極端な不器用さがあるため、動作の習得に時間がかかったり、道具をうまく使いこなせなかったりします。
- コミュニケーション症：言語症(語彙、構文・文法、文章を理解又は表出することが困難)、語音症(語音の産出の困難)、小児期発症流暢症(吃音)、社会的(語用論的)コミュニケーション症(言語的、非言語的コミュニケーションの社会的使用の困難)、特定不能のコミュニケーション症によって構成され、主に学習障害の「聞く」「話す」に関連します。

## (2)修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

SLD及び関連の障害は、大学等での学修全般に影響します。

### ●読むこと(読み字・文章理解)

図1は、読み書きと学修の段階を表した模式図です。SLDでは主に①と②の段階がうまくいかないので、学ぶことの本質である③以上の段階が成立しにくくなります。大学等では書籍や論文等、文字から情報を得る機会が多くありますし、評価の場面でも、試験では文字で書かれた問題文を読んで理解することが、学修成果を発揮する前提条件となっています。①や②がうまくいかないことを理由に学修が進みにくくなる状況、能力を評価してもらえない状況は避けなければなりません。

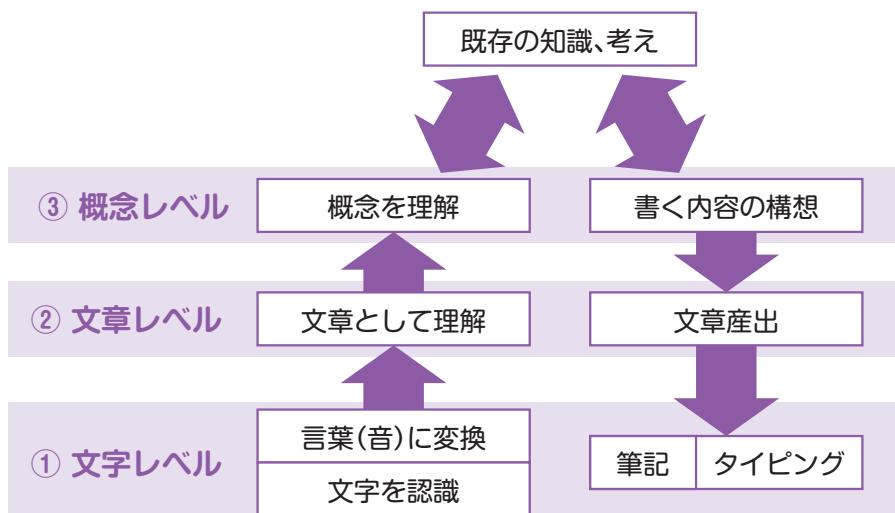


図1 読み書きと学修プロセス

### ●英語を読むこと

日本語を読むことに困難がなくとも、英語で大きな困難が見られる場合もあります。文字の表記システムの違いが、読み困難の現れ方にも影響するためです。大学等の専攻にもよりますが、英語が教育の本質となっている専攻、専門領域の学修・研究を進めるためには英語論文や書籍を読むことが不可欠な専攻では、とりわけ制約が大きくなります。

### ●書くこと(書字・文章記述)

書くことには、手を動かして文字を書くという要素(図1の①の段階)と、

文章を作成する(②)という要素があります。文字を書くことが不正確だったり、遅かったりすると、ノートを取ることが困難になりますし、文字をたくさん書かなければならぬ試験では、書くべき内容が分かっていても、時間が足りなくなるために正しく能力を評価してもらえなくなります。文章を作成することが困難な場合、十分な知識や良い考えを持っていても、それを他者に伝えることが難しくなります。大学等では、レポートや論文等、まとまった量の文章を作成する場面が多くあり、成績や単位認定に大きな影響が出ます。

### ●話すこと、聞くこと

近年、プレゼンテーションやディスカッションが重視されるアクティブラーニングの要素を含む授業が増えています。そのような授業では、話すこと、聞くことに困難があると授業への参加が難しくなります。また、講義の内容を理解することはもちろん、実習・実技では指示の理解が不十分で、やるべきことが正確にできなくなる場合もあります。

## (3) 合理的配慮の例

### ● 試験における合理的配慮

- 試験時間の延長
- 読み上げ実施
- 読み上げソフト、アプリの利用
- 漢字のルビ振り

選択式試験のように、問題文や選択肢を読む分量が多い場合は、問題を読み上げる補助者がついて実施するか、パソコンやタブレット端末の読み上げ機能を用いた試験実施を検討します。ルビが振ってあれば、読み上げは不要という場合もあるかもしれません。どのような配慮があれば試験で十分に力を発揮できるかを、学生と相談しながら考えます。例えば、読むのが遅いなら時間延長するだけで良いかというと、そうとは限りません。読む作業の負担が大きいと、



Copyright©東京大学. All right reserved

(テキスト読み上げツール「Wordtalker」)

思考や判断という本来評価されるべき能力が影響を受けて、本来の力が発揮できないこともあります。

- パソコン（ワープロソフト）を使って解答
- 音声入力ソフト、アプリの利用
- 口述試験

文字を書くことに困難がある場合、キーボードでタイプすることがスムーズにできるのであれば、パソコンの使用を認めることができます。論述試験で、文字の手書きに困難が大きい場合、十分な時間が与えられても、タイプしたときよりも文章の質が落ちるとの報告もあります。これは、文字を書く作業の負荷が大きいと、文章を構成するために使える「考える力」が影響を受けるためです。同様に、キーボード入力に習熟していなければ（又は、タイピングに制約がある状況なら）、パソコンを使用しても力が発揮できなくなる可能性があります。その場合は、音声入力（話した内容を文字化するソフトウェア）の利用、又は口述試験への変更といった方法が考えられます。

## ● 授業における合理的配慮

- 書籍の電子データ化
- 授業資料の電子データ提供
- 写真を撮って、文書を読み上げ可能な形式に変換するアプリの利用

読むことに困難がある場合、書籍、論文等の印刷物を音声化して、聞いて理解できるようにする必要があります。大学等で使用する教科書、参考図書は、新しいものであれば電子書籍、オーディオブックが利用できる可能性もあります。また、スタンドに設置されたスキャナーの下でページをめくっていくと、次々と電子ファイルに変換してくれるブックスキャナーもあります。支援部署で購入し、学生に使い方を指導し、自由に使えるようにしておくとよいでしょう。

論文の場合、電子ファイルとしての入手が可能な状況なら、読み上げソフトが利用できます。教員が作成した授業資料なら、電子データを提供するとよいでしょう。

- 録音許可（スマートペンの利用）
- 板書の写真撮影

### ● 講義資料の(事前)配付

書くことに困難がある場合、主に困るのはノートテイク(ノートの代筆)です。どのような配慮が効果的かは、授業の種類や、学生の書字に関する機能の状態を考慮する必要があります。例えば、「聞く」ことにも弱さがあって、部分



Copyright©筑波大学. All right reserved

(ノートテイク(ノートの代筆))

的に重要な点を聞き逃すということであれば、録音許可をすることで、聞き逃した点のみを確認できます。ICレコーダー等の録音機器でもよいのですが、録音機能のついたスマートペンなら、音声と手書きメモを同時に保存し、必要な部分を後から簡単に見つけることも可能です。

### ● 授業の代替措置

海外では、学習障害がある場合に必修の外国語授業を関連の教養系科目で代替する配慮も見られます。機能障害の状況に加え、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシー、そしてそれぞれの授業の本質的な要求は何かを慎重に検討し、代替が妥当ということであれば、それも選択肢となります。

## (4) 指導方法の例

- 支援技術(ソフトウェア、アプリ)の利用方法の指導
- タイピングの練習
- 読みやすくする工夫の指導
- 認知機能のアセスメントを踏まえた学習方略の指導

読み書きに関する配慮の中には、利用の仕方に習熟することが求められるものもあります。支援技術の利用を含め、機能制約を補うようなスキルに習熟することは、合理的配慮が認められない状況であっても、学修を効率的に進めるために役立つものが少なくありません。合理的配慮の提供だけでなく、自助的な工夫を指導することは、卒業後にも使える財産となります。

例えば、文章を読む際、特別なテクノロジーを使わなくても、定規をあてる、

2～3行だけ読めるような窓が空いたシートを自作する、カラーフィルター（白黒のコントラストが強くて視覚的な疲労を感じる場合、色のついたシートをあてることで、読みやすくなる場合があります）を使うといったものがあります。

#### 効果的な学習方略の指導を行なう際には、心理学的な検査を行なうことが不可欠です。医療機関を受診しなくても、必要な検査が受けられるような環境を整えることも重要です。学内に心理検査を実施できる支援者を配置できるなら、最低限必要な検査道具を準備します。それが難しい場合は、地域で検査の実施と報告書の作成ができる専門家を見つけておくことが求められます。検査を受けられる体制を準備しておくことは、必要な合理的配慮を決定する上でも不可欠です。



Copyright©東京大学. All right reserved

### リンク

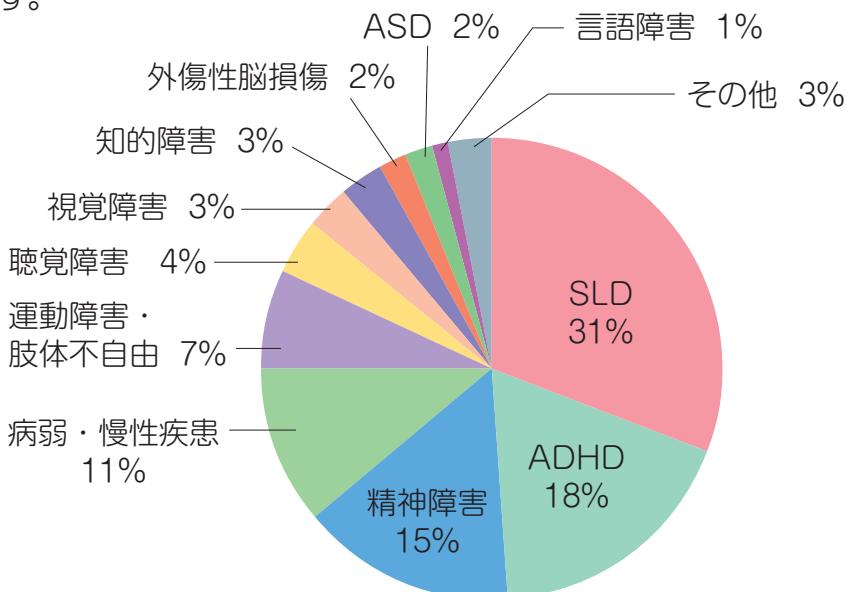
- ① 日本DAISYコンソーシアム  
<http://www.normanet.ne.jp/~jdc/>
- ② 特定非営利活動法人 支援技術開発機構  
<http://atdo.website/>
- ③ AT2ED：エイティースクウェード  
<http://at2ed.jp>

## SLDのある留学生への対応

高橋 知音

### SLDのある留学生の数

英語圏では、SLDは最も人数の多い障害のカテゴリーです。例えば、米国では全障害学生の3割程度 (Raue & Lewis, 2011) になります。正確な統計はありませんが、アジア圏の学生の間では、その割合は少ないようです。



米国の高等教育機関における障害学生（2008－2009年）  
(Raue & Lewis, 2011) をもとに作成

基本的な対応の考え方は、日本人学生の場合と同様です。配慮要請をする留学生は、出身国でも配慮を受けていた可能性が高いと思います。出身国で作成された根拠資料の提出を求めると同時に、本人の許可を得て、出身国の教育機関の障害学生支援担当者と連絡を取り、情報共有するとよいでしょう。

具体的な配慮内容も、日本人学生のものと同様と考えてよいと思います。ただし、留学生にとっては外国語の環境ですから、出身国の教育機関と同様の配慮では十分でない可能性もあります。

どこまで配慮すべきか、どのような支援が効果的かという判断は、出身国での検査結果に、必要に応じて日本国内で利用可能な検査結果も加え、機能の状況を把握した上で、授業の様子を見ながら総合的に判断する必要があります。

### ■引用文献

Raue K, Lewis L. Students with Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions. U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. U.S. Government Printing Office; Washington, DC: 2011.



## 8 – 2 精神障害

丸田 伯子

### (1) 概要

精神障害には症状が目に見えにくいという特徴があります。軽症で軽微な違和感が持続する状態が続くなら修学支援の対象となることは比較的まれです。それでも病状が長期にわたり持続するとなると、学業や社会生活において必要な遂行能力に支障を来す可能性があります。社会的な予後の観点からは、医療や修学支援の適応を検討するのは早めが望ましいでしょう。医療機関の受診や支援要請までに、病識（病状の自覚）を持って障害を受容するという心理的なプロセスが伴うことが重要となります。

精神障害の分類は、「国際疾患分類」及び「精神障害の診断と統計マニュアル」に依拠します。大学等に在籍する学生に比較的多い精神障害として統合失調症、気分障害、不安障害があります。以下、これらの障害を念頭に、修学支援を行なう上で留意すべき点について述べます。

統合失調症は、睡眠障害、情動の不安定さ、興奮、幻覚・妄想、思考障害、発動性低下といった症状を呈することがあります。

気分障害は、うつ状態を中心とする症状を多様な程度と周期で呈するもので、意欲低下、興味や喜びの喪失、自信喪失、希死念慮、睡眠障害、不安感、胃腸症状、易疲労感、更に多彩な身体症状を伴うこともあります。また、躁状態を伴う病状も含まれます。

不安障害では、パニック障害や全般性不安障害では心臓が止まって死ぬのではないかと思うほどの不安感に襲われ、動悸、四肢の震え、冷汗、過呼吸発作、めまい、吐気、意識が遠くなる感じ等を経験します。症状が改善しやすい一方、周囲に人が多数いる状況で発作が再発することがあります。



## (2)修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

睡眠-覚醒リズムがずれると授業や実習への欠席や遅刻が目立つようになります。入眠困難のため睡眠時間が短縮したり寝起きが悪くなったりして午前中の出席に影響します。

- 睡眠導入剤や精神安定剤を服薬している場合、薬物治療が定着して体調が安定するまでの治療初期等に、午前中の早い時間の講義や実習、あるいは体育科目の身体運動が大きな負担となることがあります。
- 精神症状の程度や内容は変動する可能性があります。その変動は、一日のうちでも、また週や月の単位で周期的あるいは不定期です。気分の日内変動(朝や午前が不調なことが多い)が生じると、通学することや授業に集中をすることが難しくなりがちです。
- 情動の不安定さ、思考力、記憶力、集中力の低下を来すことがあります、物事に意欲的に取り組むことや予定どおりに課題を遂行することが難しくなります。
- 講義やゼミで、人前での発言やグループワークでの作業が思うようにできない場合には、授業や実習を欠席しがちになります。
- 他人との関わりが苦痛に感じる状態になり、ひきこもり気味の生活が続くと、友人・教職員・家族から連絡が取りにくくなります。
- 抑うつ気分や気分の易変性・不安定さがあると、些細な出来事や他人の発言に過敏に反応したり被害的な捉え方をしたりしがちとなります。イライラ感があると攻撃的な発言をしてしまい、思いがけない対人関係上のトラブルが誘発されることがあります。

## (3)合理的配慮の例

### ●試験時

- 公共交通機関の利用が難しい場合は主治医と相談の上、自動車での入構許可を検討します。
- 試験中に頓服薬の必要性がある場合、服薬と飲水を許可します。
- 試験を欠席した時に追試験や再試験を設定します。
- 教室での試験の際、動悸・冷汗・過呼吸等の症状を呈する可能性が高い場合や周囲の受験者への影響が避けられない症状(独語、チック\*等)がある場合、別

室での受験を許可します。

- トイレに頻回に行く可能性があるなら、トイレまで近い試験室、そして通路や出口に近い座席・場所を優先的に指定します。
  - 書字や読字に時間を要することが明らかなら、試験時間の延長や解答方式の変更(チェック式にするなど)を行ないます。
  - 試験監督の説明や指示について、一度聞いただけでは理解が難しい症状がある場合に、注意事項等の伝達を文書(書面や板書)で行ないます。
- \* チック障害:不随意的、急速で反復的、非律動的な運動あるいは発声(ICD-10)(音声チックの主な症状は、咳払い、鼻鳴らし、唸り、同語反復、同響言語、汚言、が挙げられる。運動チックの主な症状は、瞬き、肩すくめ、同響動作などが挙げられる。)

## ● 授業時

- うつ状態や不安障害等の治療初期や復学直後等に、体調がやや不安定になる可能性があり、欠席や遅刻が避けられない場合があります。このような体調不良が懸念される時期は、あらかじめ欠席や遅刻の可能性について支援担当スタッフや担当教員に相談することができれば、当日の連絡や配付資料の提供等、具体的な情報保障について決めておくことができます。
- 通学に伴う体調不良の程度や日数について、主治医に理解してもらうことが有用です。特に実習や実験の場合、学校側は実習先やパートナーへの配慮も必要になりますので、主治医からの意見や助言が必要と判断されることがあります。
- 授業で欠席や遅刻をする場合、担当教員にそれらの回数の猶予や代替課題の提示、又は試験や評価の変更点を個別に検討してもらうことになります。担当教員が学術的要件をどのように求めるかによって、多様な個別の対応が提示されると考えられます。
- 急激に精神症状(強い不安や恐怖等)が生じた場合、速やかに服薬や退室をし



てよいことを、あらかじめ本人に伝えておきます。

- 授業中の不安や聴覚過敏への配慮として、周りが空いた静かな席や壁に近い最前列の席を優先的に確保します。
- 教員に指名されると極度に緊張し、意見を述べることが困難になる場合は、指名を控え、個別面談や代替課題等による評価を検討します。
- 多人数の学生を前にした発表が難しい場合、教員の前で発表する機会を設けるか、代替方法により理解度を評価します。
- 授業の内容を理解してノートを取ることが難しい場合、ノートテイカー依頼、レコーダー・デジタルカメラ・スマートペン等の方法を検討します。
- 授業や試験に関する変更点の伝達、学生からの照会に迅速に対応するため伝達や照会の方法を確認しておきます。メールの場合、Cc/Bccの設定（支援者や責任者を含むかなど）について決めておきます。

### ● その他

- 精神状態の増悪因子を避けるようにします。例えば、長時間に及ぶ実験や臨機応変な対応が求められるグループワーク等では、体調に影響が生じる可能性があります。
- 配慮を実施する過程で個人情報の取扱いに留意します。メールで学内外の支援者との連絡や学生の個人情報を扱うに当たり、パスワードをかけるなどの工夫をします。
- 支援内容を決定するに当たり、情報の開示範囲について合意を形成することが必要です。授業や実習に一緒に参加している学生に、支援を受ける学生の障害について開示するかどうか、本人の意向を確認しておきます。

## (4)指導方法の例

- 学外実習に参加するに当たり、その期間中の体調管理について主治医にあらかじめ対応を依頼しておくと、頓服薬の処方が検討される等健康への配慮が確実にできます。また、病状の悪化やトラブルの発生が懸念されるときは支援者も主治医に助言を依頼するようにします。
- 学外実習の準備に当たっては、事前に学生と相談する機会を設定します。実習参加の意思を確認するだけではなく、特定の場面で支援が必要であるかについて

て確認し、受入れ機関に具体的な配慮を依頼するかを相談します。

- 学外実習先に、支援を要する可能性がある学生がいることをあらかじめ伝えておくほうがよい場合があります。受入れの準備段階で先方にどのような説明をするのかについて、事前に相談し、合意を得ておくとよいでしょう。
- 専門課程のコアカリキュラムに相当する科目について、合理的配慮の範囲を学校側が検討する必要が生じる場合があります。症状が軽快するまでは難易度が高い履修を先送りにして、体調が回復してから履修するという方針が適切と考えられることもあります。
- 履修に関する相談を丁寧に行なうことにより、講義の詰め込み過ぎを避け、無理のないスケジュールを組むように促すことが大切です。難易度が高い科目は体調が回復してから再履修する方針が望ましいでしょう。体調や服薬の影響で午前の早い時間の授業や体育科目に取り組むことが難しいようなら、履修計画の段階で工夫します。
- 集中講義や演習が長時間にわたることが明らかであれば、学内で休息できる場所を確保することも有効な配慮となります。
- 注意力や集中力の低下が懸念される学生が危険物質や有害薬品を取り扱う実験を準備する段階で、担当教員だけでなく実験のパートナーやティーチング・アシスタントに配慮依頼を含めた協力を依頼して安全を確保します。
- 精神症状が数週間ないしは数ヶ月間のうちに変化するのに伴い、支援ニーズも変わる可能性があるため、定期的に現況を確認して支援の在り方を調整します。
- 修学支援を受ける中で病状が悪化することもあります。不調が一定期間続く場合、通学を続けることが限界に達していると考えられることがあります。懸念される事態があれば支援スタッフは主治医の意見を参考しながら、無理のない履修計画を再確認し、やはり休学を検討すべき局面もあります。学生が休学を望まない場合もありますが、卒業や進路決定といった大目標の達成に向けて、望ましい選択を検討しましょう。



- 発達障害が併存している場合、精神障害に特化した治療と支援に加えて、発達障害の障害特性を考慮した環境調整と適切な関わりが求められます。精神障害が改善した後は、発達特性をより重視した支援内容へ移行します。

## リンク

- ① 厚生労働省「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス」  
<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>
- ② 日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」第7章 精神障害  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/seisin\\_shogai.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/seisin_shogai.html)
- ③ 米国精神医学会「精神疾患の診断・統計の手引き」第5版  
<https://www.psychiatry.org/psychiatrists/practice/dsm/updates-to-dsm-5//updates-to-dsm-5-criteria-text>
- ④ 厚生労働省「疾病、傷害及び死因の統計分類」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeii/>
- ⑤ 日本うつ病学会による睡眠・覚醒リズム表  
[http://www.secretariat.ne.jp/jsmd/sokyoku/pdf/suimin\\_kakusei\\_rhythm.pdf](http://www.secretariat.ne.jp/jsmd/sokyoku/pdf/suimin_kakusei_rhythm.pdf)
- ⑥ 英国王立精神科医学会 日本語版こころの健康ガイド  
[https://www.jspn.or.jp/modules/forpublic/index.php?content\\_id=8](https://www.jspn.or.jp/modules/forpublic/index.php?content_id=8)
- ⑦ こころの病気について  
[https://www.jspn.or.jp/modules/forpublic/index.php?content\\_id=32](https://www.jspn.or.jp/modules/forpublic/index.php?content_id=32)

# 8 – 3 視覚障害

小林 秀之・森 まゆ

## (1) 概要

視覚障害とは、視力や視野等の視機能に障害があり、見ることが不自由又は不可能になっている状態です。視覚障害のある人は眼鏡やコンタクトレンズを使って矯正しても、十分な視力を得られません。

視覚障害は「盲」と「弱視」に分けられます。教育の分野では、この「盲」と「弱視」を、学習に使う手段によって分けています。

**盲** 視覚による情報を全く得られない、又はほとんど得られない人たちです。ただし、全く見えない人はわずかで、明暗が分かる人、色が分かる人、ぼんやりと形が分かる人等、見え方は様々です。学習には、触覚や聴覚等、視覚以外の手段を使います。文字は点字を使用します。図は、触って理解する図（触図）にしたり、模型を使ったりして理解します。パソコンを使用する際には画面読み上げソフトや点字ディスプレイを利用します。



Copyright©筑波大学. All right reserved

（PCに点字ディスプレイを接続しイヤホンで画面読み上げソフトも併用して読み書きしている様子）

**弱視** 眼鏡等で矯正しても視力の低い状態ですが、保有する視力を活用しながら生活しています。見え方は、ぼやけ・視野狭窄・中心暗点・まぶしさ等、人によって様々です。当然、学習にも、保有する視力を活用します。文字は通常の文字（墨字）を使いますが、拡大したり、弱視レンズや拡大読書器等の視覚補助具、タブレット端末を使ったりして、読み書きを行ないます。パソコンやタブレット端末を利用する際もその画面上で文字等を拡大することが通常です。

在学中に病気やけがにより、急激に視力が低下したり、失明したりすることもあります。いわゆる、人生の途中で目が不自由になった「中途視覚障害」です。視力が落ちて間もない場合は、墨字を使うことも難しく、けれども点字もまだ身に付けられていないという、自力で読み書きのできる文字を持っていないこともあります。このようなときは、パソコンの画面読み上げソフトを利用して読み書きを行ないます。中途視覚障害の学生の場合、見えない・見えにくい状態で日常生活・社会生活を行なう機能訓練のために休学してリハビリテーションを受けることもあります。

## (2) 修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

視覚障害学生は、視覚的に表現された情報の入手が制限されます。この情報には例えば、以下のようなものが含まれます。

### ● 視覚的な情報、特に文字情報

- 教科書、資料、コンピューター画面等
- ビデオ・字幕(特に、外国語のビデオの日本語字幕が見えないのは困ります)

### ● 環境把握と移動に関する情報

- 通学路等の情報
- 相手の表情を基にしたコミュニケーション

## (3) 合理的配慮の例

視覚障害学生への合理的配慮は、視覚障害の状態、使用文字、PCや支援機器・補助具の使用スキルの程度、学ぶ分野によっても、一人一人大きく異なります。以下に代表的なものを挙げました。

### ● 試験時(入試を含む)

#### 盲学生

- 点字出題
- 点字解答



Copyright © 筑波大学. All rights reserved

(拡大読書器を使って本を読む)

- 点字盤・点字タイプライター、レーザライター（表面作図器）等の持ち込み許可
- 時間延長（センター試験では1.5倍）  
(どうしても点字出題・点字解答が難しい場合)
  - [出題] テキストデータで問題を作成し、出題します。（学生はPCと画面読み上げソフトや点字ディスプレイ、又は点字携帯端末を使用して、問題を読みます）
  - [出題] (問題文が短い場合) 監督者が問題を読み上げ、学生が点字で書き取ります。
  - [解答] PCを用いて答案を作成し、データで提出します。（かな漢字変換ミスの可能性は残ります。）
  - [解答] 点字で作成した答案を学生自身が読み上げます。



(点字携帯端末)

### 弱視学生

- 拡大問題冊子の作成
- 解答用紙の拡大
- マークシートに代えて文字解答（解答用紙の問題番号に丸を付けて解答する方法です。試験終了後、出題側が通常のマークシートに転記します。）
- 視覚補助具、マーカー等の持ち込み許可
- 座席位置の指定
- 個別照明の持ち込み許可
- 時間延長（センター試験では1.3倍）

### 盲学生

### 弱視学生

- 広めの机の準備
- 別室受験
- 同伴者の許可と必要に応じて待機場所の確保（入試）

- 試験場最寄り駅やバス停から試験場内の案内（入試）
- 問題の訂正等で板書をする際には、視覚障害のある受験生が確実に確認できる方法で情報提供をする必要があります。

## ● 授業

- 視覚補助具・点字盤・点字携帯端末・タブレット端末・PC等の持ち込み許可
- 資料のデータでの配布
- 拡大資料の準備（弱視）
- 授業中に提出するコメントカード等のメール提出の許可
- 座席位置の配慮
- PC端末の配慮
  - 画面読み上げソフト/画面拡大ソフトをインストール
  - モニターに目を近づけられるように、置く位置を変更（またはモニター アームの利用）（弱視）
- 板書の撮影許可、録音許可
- 図は、代わりに模型を用意したり、触図を作成したりします。（盲）

## ● その他

- 授業で必ず使用する教科書の点訳は大学等の責任において行ないます。（点訳は専門点訳組織等に依頼します。）
- 教科書の書誌情報や使う順番は早めに情報提供します。（点訳には時間がかかるため）
- 授業開始前に、よく使う建物や教室を中心に学生と一緒に歩いて、オリエンテーションを行ないます。
- 通学ルート等については、出身の高等学校等又は視覚障害のリハビリセンター等に相談し、自立活動の教諭又は歩行訓練士による歩行訓練を行



（校内の動線に点字ブロックを敷設）

なってもらうとよいでしょう。

- よく使う教室やトイレへの点字又は拡大文字によるサイン貼り付け
- 宿舎の配慮（個別トイレ、風呂、台所のある部屋の割当て）
- 視覚障害学生が使える部屋（点字プリンタ、拡大読書器等支援機器を配置）やロッカーの配備
- 図書館と連携しての資料のテキストデータの提供（出版社に問い合わせて取り寄せる方法もあります。）
- 学生生活にとって重要な情報（休講や教室変更等）の掲示の伝達（直接本人に伝えます。）
- 支援者・支援学生の養成・コーディネート

支援者は、

- ▶ 資料のテキストデータ化
- ▶ 書類等の代筆
- ▶ レポート等のレイアウト校正
- ▶ 対面朗読

等を行ないます。

専門的な図表を読んだり作成したりする場合等は、同じ分野の先輩学生・大学院生に支援学生となってもらうとよいでしょう。

なお大学図書館は、著作権者に許諾を得ることなく、著作権法第37条3項における「視覚障害者等のための複製等（点訳、音訳、拡大写本、電子データ化）」を行なう事ができます。加えて、内閣府 第25回障害者政策委員会にて文化庁著作権課は委員長からの質問に答える形で「障害学生支援室といった組織を「大学図書館及びこれに類する施設」に該当すると解釈できるのではないかと考えている」と述べています。

また、学習資料のデータでの配付や、教科書のテキストデータ提供は、SLD（発達性ディスレクシア）の学生や、上肢に障害があってページめくりが難しい学生にも有用です。

#### （4）指導方法の例（盲・弱視共通）

- 指示語「あれ、それ、ここ等」を使わず、具体的に伝えます。
- 黒板やホワイトボードを用いた授業の際は、板書をしながら読み上げます。ブ

ロジェクタに映したスライドの内容も、具体的な言葉で説明します。

- 少人数で行なうゼミ形式の授業の場合、全員が最初に名乗って、その場に誰がいるかを確認します。また、話者は自分の名前を名乗ってから話を始めます。
- 板書で使うチョークの色は弱視学生の見え方に配慮し、色の識別の困難な学生がいる場合、強調には色以外の囲みや下線等を活用します。
- 字幕付きビデオを使用する際には、貸し出して個別の視聴を認めます。字幕を読む支援者を配置することも検討します。
- 特に体育や実験・実習では、個別の支援者（TA）を配置するとよいでしょう。
- コンピューターを用いた授業では、特定のソフトのみではなく、同じ機能があり画面読み上げソフトで使用可能な別のソフトの使用を認めます。

## リンク

### ① 日本学生支援機構 「視覚障害学生への支援・配慮事例」

#### ① (盲)

[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/mou.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/mou.html)

#### ② (弱視)

[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/jakushi.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/jakushi.html)

### ② 全国高等学校長協会入試点訳事業部（入試点訳、定期試験等の点訳）

<http://www.braille-exam.org/>

## がんサバイバーの学生への対応

小林 秀之・森 まゆ

視覚障害の原因となる疾患の一つに、「網膜芽細胞腫」という病気があります。これは、眼球の内側の「網膜」にできるがんです。症例の95%が5歳までに診断される小児がんの一種で、15,000人～20,000人に一人の割合で発症する病気です。片眼にできる場合と、両眼にできる場合があります。

大学生の段階では、視覚障害の原因となった網膜芽細胞腫の治療は既に終えていますが、抗がん剤等の治療の影響による晚期合併症や、二次がんが発症することがあります。二次がんとは、抗がん剤や放射線治療等の影響で、治療を終えた数年から数十年後に発症する、別の種類のがんのことです。この病気は、かつては眼球を摘出しての治療が多かったのですが、現在は眼球を温存して治療できることも多くなりました。眼球を温存した場合はその分、二次がんのリスクも残っています。

二次がんを発症した場合、年単位で休学して治療したり、治療が一段落しても、化学治療・放射線治療の副作用や合併症で体調を崩したりする場合もあります。

このようなときは、視覚障害学生としての配慮はもちろんですが、更に、休学による学習空白への配慮、通院に伴う欠席への理解と配慮、体調不良への対応・支援が求められます。



# 8 - 4 聴覚障害

白澤 麻弓

## (1) 概要

聴覚障害は、音を聞く、感じる経路に何らかの障害があって、話し言葉や周囲の音がきこえなかったり、きこえにくくなったりする状態を指します。

障害の程度は様々で、固有名詞や専門用語をきき間違える程度の状態から、補聴器や人工内耳を利用すれば、言葉のきき取りが可能な状態、聴覚ではなく手話や文字等の視覚的な手段を必要としている状態まで多様です。また、単に音が小さくきこえるだけでなく、ひずんだり途切れたりすることも多く、補聴器等で音を増幅しても、必ずしも明瞭にきこえるわけではない点で注意が必要です。

一方、聴力レベルの低下は見られなくても、音はきこえているのに言葉として理解できなかったり、周囲に雑音があると内容がつかめなくなったりする学生もいます。これらは、聴覚情報処理障害(APD)と呼ばれ、中枢系の障害が関与していると言われています。

※「聞く」という表現には「聞く(音が耳に入ってくる)」「聴く(集中して耳を傾ける)」など、いくつかの漢字が用いられます。ここでは、こうした複数の意味合いを込めて「聞く」という表現を用いています。

## (2) 修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

- 授業中、教員や学生が話している内容がつかめなかったり、きき間違いやきき漏らしが生じたりします。
- 試験や課題・予定変更等、音声で伝えられる連絡事項や指示、説明が理解できず、状況に応じた対応が取れないことがあります。
- 特に、ゼミやグループディスカッション等、集団での会話は、発言者の特定や内容のきき取りが難しく、議論への参加・発言に困難を抱えることが多いです。
- 非常ベルやアラーム、緊急時の館内放送等がきこえなかったり、電話や音声による即時的なやりとりに困難があったりするなど、緊急時に情報バリアが生じやすいです。
- 場面や音質・話し方等によって、きこえやすい時と、きこえにくい時があるため、障害の状態が周囲の人々に理解されにくく、また、本人もどのように伝えてよいか分からないことが多いです。

- ちょっとした情報が耳に入らず、自分でもきき逃しに気付けないことがあるため、「分かったつもり」で行動してしまったり、状況によっては「わがまま」「空気が読めない」などと見られたりしてしまいます。
- コミュニケーションの不自由さや経験不足、又それを補うための教育支援の不足から、周囲の人にくまく自分の状況を伝えたり、関係性を築いたりしていくことが苦手になりがちです。
- 高校までの教育段階で支援を活用できる環境になかった学生も多いため、学生によっては、自分自身のニーズに気付いていなかったり、意思表明が困難だったりする場合があります。
- 聴覚障害があると日本語の習得に大変な困難を生じるため、学生によっては、助詞や語の用法に不自然さがみられたり、言葉の概念がずれたりすることがあります。
- 学生によって情報リテラシーの習得度にばらつきがあるため、たくさんの情報の中から要点をつかんで理解していくことが難しかったり、網羅的な学習になつたりしがちです。
- APDのある学生の場合、聴覚的記憶の苦手さから、一度に2つ以上の指示が理解できないことがあります。

### (3) 合理的配慮の例

#### ● 試験時(入試を含む)

- 注意事項の板書・文書による伝達
- 情報保障者の配置(ノートテイク、パソコンノートテイク、手話通訳等)
- 補聴援助システムの利用(ノイズ軽減イヤホン等を含む)
- リスニング等、聴覚を用いる試験に対する代替措置
- 座席位置の配慮

#### ● 授業

- 情報保障者の配置(ノートテイク、パソコンノートテイク、手話通訳等)
- 補聴援助システムの利用(ノイズ軽減イヤホン等を含む)
- 資料の事前配付

- 授業内容の録音許可
- 座席位置の配慮
- 視聴覚教材への字幕挿入
- リスニング等、聴覚を用いる授業に対する代替措置

### ● その他

- 非常用呼出装置の設置（光警報器、非常用文字情報受信機器等）
- 緊急時連絡体制の確保
- 支援者の養成・コーディネート
  - ノートテイク、パソコンノートテイク、手話通訳
  - 視聴覚教材への字幕挿入等
- コミュニケーション環境の確保
  - 窓口等への筆談ボードの設置
  - 手話学習会の開催等
- 学習支援のためのチューター配置
- 学外実習、インターンシップ、就職活動等に向けた特別指導



(光警報器)

### (4) 指導方法の例

- 学生のコミュニケーション状況に合わせて、口の動きが見える状態で、大きな声でゆっくりはっきり話します。情報保障者が配置されている場合には、情報保障を通して話の内容が伝わるようにゆっくりした速度ではっきりと話します。
- スライドや話の変わり目で一呼吸置いて、学生の様子を確認します。
- 重要な内容やキーワードは、紙やホワイトボード等に書いて伝えます。
- 話をした後は、学生に復唱を促す、ノートテイクのノートを確認するなどして、どの程度の情報が伝わっているかを把握し、不足があれば補足資料や個別指導等で補います。
- 集団での討議場面では、情報保障の伝達速度に気を配りながら、一人ずつ手を挙げ、名前を言ってから発言します。
- 補聴援助システム等を利用している場合は、発言者にマイクをまわしたり、マ

イクを持っている人が発言を復唱したりするなど、音声が確実に届くように配慮します。

- 授業資料はできるだけ事前に配付し、本人や情報保障者が事前に内容を把握できるよう配慮します。



## リンク

- ① 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)  
<http://www.pepnet-j.org/>
- ② 聴覚障害学生支援FAQ  
<http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd4/index.php?id=17&tmid=73>
- ③ トピック別聴覚障害学生支援ガイド—PEPNet-Japan TipSheet集(改訂版)  
<http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=353&tmid=447>
- ④ 聴覚障害学生のための意思表明支援のために一合理的配慮につなげる支援のあり方—  
<http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=348&tmid=442>

- ⑤ 日本学生支援機構 障害のある学生への支援・配慮事例(聴覚障害)
- ① [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/chokaku\\_rou.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/chokaku_rou.html)
  - ② [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/chokaku\\_nancho.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/chokaku_nancho.html)
- ⑥ 教職員のための障害学生修学支援ガイド(聴覚障害)  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/choukaku\\_shougai.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/choukaku_shougai.html)

### コラム 3

## 吃音のある学生への対応

宮本 昌子

吃音は、繰り返し・引き伸ばし・ブロック（難発）を中心とした発話非流暢性障害です。通常2～5歳くらいに発症し、約70%の者は自然治癒しますが、慢性化した吃音は年齢とともに悪化しやすいことが知られています。特に就学後は大勢の前で話す機会が増え、周りの反応によっては、つかえて話すことに対する罪悪感を感じたり、不安や恐怖心を持つようになることもあります。一方、これらの問題は、適切な支援や配慮により予防、改善されることもあります。

大学等の授業では、吃音のある学生が受講する場合は出席の返事の仕方、指名して当てる、プレゼンテーションの仕方について、あらかじめ本人と話し合っておくことがあります。しかし、現状では支援を受けられると思っている学生が少ない印象があります。また、いくつかの調査で、吃音のある者が望む支援の在り方については、個人差が大きいことも分かっています。授業時に「当てないでほしい」と望む者、「みんなと同じように当ててほしい」と望む者、様々です。ステレオタイプに行なわれる配慮は、本人にとって必要でない場合もあるようです。

飯村（2016）は高等教育機関への在籍経験のある吃音者を対象とした調査で、「吃音者が困難を抱える場面は、入学、授業、対人関係、就職活動など、幅広い場面に及ぶことが示され、その背景には、面接、発表、音読など、心理的負荷の高い状況で発話を行なう場面に集中していることが分かった」と報告しています。また、この調査で得られた自由記述式回答からは、多くの者が吃音への理解を求めていることが分かっています。吃音を専門とするゼミには、自身に吃音のある大学生が集まって来ます。吃音がある学生、ない学生にかかわらず、相手の話を最後まで十分に聞いてから発言する、というルールが全体的に守られることで、学生間のコミュニケーションが円滑になるのではないかと考え、指導するようにしています。吃音があるために議論に入るのを躊躇している生徒も、段々と参加できるようになります。もちろん、こういったことも十分に議論されて行なわれるべきだと考えます。他の障害に比べると特に高等教育段階での吃音のある学生へ配慮については実践が少なく、発展途上の段階ですが、ニーズの高まりに応じ、今後は実践される大学等が増えると予想しています。

### 引用文献：

飯村大智（2016）高等教育機関における吃音者の困難と合理的配慮について。聴覚言語障害、45（2）、P67-78

## 8 − 5 肢体不自由

名川 勝

### (1) 概要

肢体不自由とは、四肢や体幹に何らかの姿勢や運動の障害・欠損等があり、そのため日常生活に不自由の続いている状態を言います。四肢とは上肢（手・腕）と下肢（足・脚）を指し、また体幹とは胴体を意味します。また障害学生支援において参照できる定義としては、身体障害者福祉法第4条及び同法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」、並びに学校教育法及び同法施行令第22条の3などがあります。しかし必ずしもこれに限定されるわけではありません。

肢体不自由のある学生は、手や足がない、動かせないなどだけでなく、動いても自分の意図とは違った動きになったり、あるいは少し動かせるが肩から上には上がらないなど、大変多様な困難を来します。肢体不自由は一見して分かる障害（ビジュアルな障害）と言われますが、しかし実際には見ただけでその人の不自由さや困難は分かりません。障害の状態について他者が安易に判断するよりも、どのような支援が必要かを聞くほうが、より適切な支援につながることが多いと言えるでしょう。

障害や不自由の程度にも幅があります。例えば神経筋疾患等を原因とする重度の不自由がある人は、呼吸や摂食、嚥下、体温調節等が困難な場合もあります。加えて修学上の支援だけでなく、食事や排泄等を含む生活上の支援を必要とする人もいます（コラム4（P84）参照）。一方、障害の程度としては軽度でありまた定義としては肢体不自由の範疇といい難くとも、運動・移動や操作上の不自由や困りごとが大きいこともあります。例えばキャンパス内には、手を使うときに振戦（振え）や痛みが出る書字に困難を来す障害（書痙）、あるいは発達性協調運動障害（DCD）のように知的程度や視覚障害等では説明できない不器用さを示



Copyright © 筑波大学. All right reserved

（高さ調節機能のある養護机）

す学生のいる場合があり、肢体不自由であるかどうかの範疇は別として、継続的に修学上の支援を必要とすることがありますので、注意が必要です。

このように様々な困難とニーズを含んでいる肢体不自由ですが、障害学生支援の観点からは、不自由の部位（上肢の不自由、下肢の不自由、上下肢を含む全身性障害等）で整理したり、修学上の場面（入学、学習、移動等）で見ていくことが分かりやすいでしょう。これについては、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド」に紹介されています。（リンク参照）

## （2）修学において起こりがちな困難さの例（制限・制約）

### ● 操作の制約

- キャンパスでは、操作を行なうに当たって、例えば次のような制約があります。
- 物を持つ、運ぶ、操作する、書く、パソコン等機器を使う、実験・実習の器具の使用
  - ドアを開ける・閉める、エレベータのボタンを押す、壁のスイッチの操作（押せない、届かない）
  - 本を読む、紙をめくる、筆記用具や荷物を取り出す・しまう、図書館で資料閲覧する、コピーする。
  - 食事をする、食器を運ぶ、配膳する、蛇口やレバーの操作、自動販売機のボタン（押せない、届かない）、お金を入れる、取り出す、服の着脱、急いでレンコートを着る、傘をさす。

### ● 移動の制約

- 坂や傾斜、段差、凸凹などは、想像以上にバリアとなります。障害のある学生を支援する教職員は、半日程度、車椅子利用の体験をお勧めします。
- 車椅子の場合、窓口のカウンターが高くて使えないこともあります。
- バス・電車の乗降は、物理的バリアの解消と、支援への理解が重要です。
- 杖やクラッチの場合は、滑りやすい路面や、水溜りも行く手を阻みます。
- 距離そのものがバリアになります。短い授業間休憩では、全てを移動に費やしても間に合わないこともあります。

### ● 生活上の制約、健康管理上の制約

- 食事や水分補給が単独では困難な場合があります。
- トイレに介助や設備改修の必要なことがあります。
- 通学に困難のある場合があります。
- 体温調節が難しく、エアコンを必要とすることがあります。  
これらは学習上の困難ではありませんが、配慮が不十分だとキャンパスライフの継続が難しくなります。

### (3) 合理的配慮の例

#### ● 学習時

- アクセスしやすい教室への変更。また必要な動線の確保
- 身体や車椅子利用に適した机を用意します。
- 資料を事前に提示、あるいはPDF等のファイルとして提供します。
- 用具の出し入れなどについて介助の許可
- 持ち運びを軽減するためのロッカー等の手配
- ノートの代筆を認める。あるいは教員の許可を得て、録音や板書の写真撮影の許可
- 実験等におけるティーチング・アシstantの配置
- 修学に伴い必要となる学内での生活支援への配慮(支援者の手配等)。内容や程度は相談によります。

#### ● 試験時(入試を含む)

- アクセスしやすい受験場・教室の割当て(駐車場、トイレ、動線等の配慮)
- 車椅子での受験の許可。その際、車椅子利用者の使用に適した机の使用
- 多目的トイレに近い受験場の割当て
- 拡大解答用紙、時間延長の許可(拡大倍率や延長時間は相談によります。)
- 筆記以外の解答の許可(PC、代筆等、方法は相談によります。)

※物理的改修（段差・スロープ、エレベータ、ドア、トイレ、教室等）は、事前の環境整備として取り組むことを基礎とします。



(車椅子用昇降機)



(車椅子用のスロープ)

#### (4) 指導方法の例

- 車椅子利用者に適した机を教室の空き空間に置くと、板書やスクリーンが見えにくくなることがあります。本人に確かめてもらいます。
- 移動に時間がかかる、服薬、排泄等の都合により、遅刻せざるを得ないことがあります。あらかじめ本人と相談し、必要な場合は遅刻を認めます。また移動時間軽減の措置（教室の変更、時間割の変更や配慮等）は、学内で協議します。
- 十分に筆記ができないことがあります。本人と相談し、ノートの代筆、録音、板書の写真撮影等について認めます。また資料の事前提供や、PDFファイルに変換した資料を提供するなどします。それらの資料は、必要に応じて本人のみに使用を制限するなどの指示を行なうことができます。
- グループ実験に際して本人が操作できない場合、グループでの役割分担を配慮します。この場合、実験の目的、操作手順、結果の理解と考察等を十分に理解させることにより、実験学習における本質的な達成を評価できる場合があります。また、器具や設備を工夫して、操作しやすくすることもできます。ティーチング・アシスタントを配置して、実験参加を援助することもできます。
- 修学に伴い必要となる学内での生活支援への配慮（支援者の手配等）については、学内で調整します。コラム4（P84）に事例が紹介されていますので、参照してください。



Copyright©日本福祉大学. All right reserved

## リンク

- ① 日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」  
第4章 肢体不自由  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/)
- ② 神奈川県「車いすの介助方法について」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5075/p15108.html>
- ③ テクノエイド協会  
<http://www.techno-aids.or.jp/>
- ④ 国土交通省「バリアフリー・ユニバーサルデザイン」  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/>

- ⑤ 国立特別支援教育総合研究所「ICT及びアシティブテクノロジーに関する」  
<http://www.nise.go.jp/cms/14,6055,69.html>
- ⑥ エイティースクウェード(AT2ED project)  
<http://at2ed.jp/>
- ⑦ 東京消防庁「様々な搬送方法」  
[http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office\\_adv/tutorial/hansou/](http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/tutorial/hansou/)  
※ ほか、「搬送法」の検索語で調べてください。
- ⑧ 全国脊髄損傷者連合会  
<http://www.zensekiren.jp/>
- ⑨ 日本筋ジストロフィー協会  
<https://www.jmda.or.jp/>  
※車椅子利用者に適した机は、「リハテーブル」「養護机」の検索語で調べてください。

## 地域連携

五味 洋一

重度の障害のある学生の生活面の支援(例:通学、学内におけるトイレ利用等の支援)は、障害学生支援に関わる重要な課題の一つです。ここでは、重度の肢体不自由のある大学生Aさんの支援を題材に、大学等と地域の支援リソースとの連携の在り方について考えてみたいと思います。

Aさんは、脊髄損傷により上肢・下肢に機能障害があり、日中は常に電動車椅子で過ごしています。入学時に相談のあった生活面の支援ニーズは多岐にわたりましたが、特に問題となったのは、①通学やトイレ利用に関する支援ニーズに大学だけで応えることが難しいこと、②国・自治体から提供される障害福祉サービス等は通学や大学内での利用に対応していないこと、の2点です。つまり、重度の肢体不自由のある学生への生活面の支援は、言わば「支援の空白」になっており、支援体制を一から考える必要があったのです。

P85の表1は、Aさんの「通学」と「学内のトイレ利用」に関する支援ニーズと、それに対する対応をまとめたものです。これらの対応は、既存の大学の支援リソースだけでは実現が難しく、通学や学内でのトイレ介助に公的サービスを利用することを、自治体が条件付きで認めてくれたことが極めて大きな意味を持ちました。①学生及び家族が主体的に自治体と交渉し、本人・大学・自治体が丁寧に話し合いを重ねたこと、②福祉サービスや地域の資源を熟知している相談支援専門員の協力を得ながら支援体制の構築を進められたこと、が重要なポイントと言えそうです。

学生生活が始まると、「バスの運転手に説明する機会が欲しい」「もっと柔軟にサポートが使えるとよい」といった要望がAさんから出されるようになりました。公共交通機関との情報交換や学外研修の受講は、こうした声に対する試みです。公的なサービスだけで生活の全てを支えることが難しい現状において、支援の担い手を増やしていくための取組を積極的に行なっていくことも、大学等に求められる役割なのかもしれません。

日常生活と学生生活が入り混じり、社会との接点が増える大学生等への支援では、既存の枠組みではカバーしきれない支援ニーズが発生することが少なくありません。

大学等と地域の支援リソースが互いに当事者として課題意識を持ち、解決に向けて連携して考えることが重要ではないでしょうか。

表1 Aさんの主な生活面の支援ニーズと対応

### 通学

自宅より1時間半かけて電車とバスを利用して通学する。駅員やバスの運転手の適切な配慮があれば一人で通えそうだが、最初のうちは心配なので支援が欲しい。

- 本人・家族が自治体に相談した結果、慣れるまでの半年間に限り、市が提供する「移動支援」サービスを利用できることになった。
- 最寄りの鉄道駅及びバス会社に大学から情報交換会を提案し、学生からの要望を伝えるなど、理解啓発を図った。

### トイレ利用

車椅子から便座への移乗が一人では難しく、1日に2～3回のトイレ利用時に介助が欲しい。

- 本人・家族が自治体に相談し、大学も交えた話し合いの末、暫定的に市の裁量で提供可能な「移動支援」サービスを学内のトイレ介助に利用できることになった。
- 障害学生支援担当部署のスタッフ、希望する学生が、学外で介助技術に関する研修を受けた。外部のサービスと合わせて、より柔軟な支援体制を目指すことになった。



Copyright©筑波大学. All right reserved

(車椅子を福祉タクシーに乗せる様子)



Copyright©筑波大学. All right reserved

(車椅子で路線バスに乗り込むための車道への侵入経路の確保)

## (1) 概要

学生の中には様々な慢性疾患や難病等に起因する機能障害があり、継続的な医療や生活上の規制が必要となり、他の学生と平等に修学プログラムに参加するために、修学上の合理的配慮が必要となる場合があります。このような合理的配慮を必要とする学生について、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド」や「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、「病弱・虚弱」というカテゴリーを用いていますが、このハンドブックでは必要となる合理的配慮の内容を個別に明確にするため、慢性疾患、難病その他の機能障害等として述べていきます。これらの学生は、大学等入学前に特別支援教育（病弱）の下で教育的配慮を受けてきた者はむしろ少数で、多くは通常の教育課程に在籍してきたり、あるいは大学等入学後に疾病が発症して症状が顕在化したり、事故の後遺障害に伴う機能障害があるなど様々な場合が想定されます。具体的には、慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、糖尿病及び神経疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、悪性新生物、その他の難病等が想定されますが、個別の状況は多様で、同じ診断名がついていても、合理的配慮のニーズは必ずしも同じではありません。

## (2) 修学において起こりがちな困難さの例（制限・制約）

- 症状に起因し、疲労しやすかったり体力的に1コマの授業を通して参加したり、定期的に出席することが困難な場合があります（共通）。
- 長時間にわたり同じ姿勢で着席し続けることが困難なことがあります（関節リウマチ等）。
- 定期的な病院受診が必要なため授業に定期的に出席することが困難な場合があります（共通）。
- 大学等の学修に必要な基本的な技能である筆記、コンピューターの操作、実験の手技などに制約が生じる場合があります（共通）。
- 運動制限のため実技によっては参加できないことがあります（共通）。
- 感染症に弱い場合があります（ステロイド剤や化学療法による治療中等）。
- 細かい実験手技や、正確な測定、グラフ作成、又は描画等ができないことがあ

ります(共通、関節リウマチ等)。

- 研究室や実験室等で、特定の吸入剤やアレルゲンを使用している場合に実習や実験に参加できない場合があります(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、ラテックスアレルギー等)。
- 学食や非常食にアレルゲンとなる食品が含まれている場合に他の学生にはない制約が起きることがあります(食物アレルギー、アトピー性皮膚炎)。
- 決められた課題を行なう上で、自分の能力に対する自信が欠如していることがあります(共通)。
- 薬の副作用により身体的・精神的な問題が生じることがあります(共通)。

### (3) 合理的配慮の例

#### ● 授業

- 授業中の支援機器使用の許可  
(授業の録音、板書の写真撮影等)
- 体調不良による姿勢の変換(横になりやすいスペースの確保)  
や講義室の中途入退室の許可
- テレビ会議システム等を利用した授業やゼミへの参加の許可
- メール等での講義資料の配信や課題レポート提出の許可
- 課題内容や課題提出量の変更・調整
- 出席に代わる課題レポート等の代替案の提案
- 車椅子で移動可能な講義室の使用
- アレルゲンとなる食品等に配慮した食材等の選択
- 化学物質等の接触により頭痛や動悸、めまいが現れないように、化学物質の揮発を最小限に抑え、換気をこまめにするなど、配慮された講義室の整備



## ● 試験時(入試を含む)

- 他者からの病気の感染予防のための個室や体調に配慮するための医務室等での受験
- 試験会場に行くことができないときの代替措置(校外での試験実施、例えば入院中の場合には院内での試験又は課題レポートの提出等)
- 試験開始時間を遅らせたり、時間延長したりするなど、流動的な試験時間の調整(体調により長時間の試験に耐えられない場合、休息時間を含める)
- 再試験や追試験による対応(再試験や追試験の条件等の学内における規定の見直しが必要な場合がある)
- 他の障害を併せ有する場合は、同時に代替機能が必要となります。

## ● その他

- 校内移動時等や講義内容記録のためのボランティアの確保。加えて、移動に時間がかかるキャンパスの場合は、使用する講義室の配慮、移動の時間を遅刻としない配慮も必要です。
- 校内の急激な体調の変化や発作等への対応に関する相談窓口の提供
- 急激な病状の悪化が予想される場合は、健康管理センターにおける対応時間の案内、また、緊急対応マニュアル(フローチャートや主治医連絡先等)を準備しておくと職員も本人も安心できます。
- 医療的ケアの提供

## (4)指導方法の例

- 病気の学生は、自身が支援の対象であることを十分に認識していない場合があるため、困っていることや必要な配慮について、学内の相談窓口等に積極的に相談してもよいことを伝えることで、心身の過剰な負担が軽減されることがあります。
- 発表資料の作成や試験の準備の際には、余裕を持って早めに準備を始めるよう指導することで、身体への負担を和らげることができます。
- 定期的な外来受診を必要としている場合、診察時間について医療機関ごとに曜日時間帯が定められていることが多いです。授業の組み方を工夫することや、

主治医と相談し、診察時間が変更されることで、授業への影響が少なくなる可能性があります。

- 病気を有していることは周囲からは分かりにくく、本人も公言したがらないことが多いです。教職員に加え、限定した範囲の友人だけでも病気のことが伝わっていると、体調悪化時に早めに相談・依頼をしたり、回復後の学生生活での理解・協力が得やすくなります。
- 就労後に体調を維持しながら働くためにも、学生時代から病気に関する説明をしたり、必要な配慮について申し出られるように指導します。
- 学生生活では生活リズムが不規則になりやすかったり、一人暮らしを始めることで、家族が行なっていた病気の管理が本人に任されるケースも増えるため、自己管理の重要性について再確認を行ないます。

## リンク

- ① 国立特別支援教育総合研究所（病弱・身体虚弱教育）  
<http://www.nise.go.jp/cms/keywords/1.-.kwstring.9.html>
- ② 「病弱の児童生徒への特別支援教育－病気の子どもの理解のために－」  
<http://www.nise.go.jp/portal/elearn/shiryou/byoujyaku/supportbooklet.html>
- ③ 難病情報センター  
<http://www.nanbyou.or.jp/>

## 高次脳機能障害の学生生活

中島 ハナー

A君は経済学部3年の学生です。昨年、交通事故で頭部外傷を受けたので3年は2度目になります。左半身の麻痺がありましたが、これは軽くてほとんど良くなりました。大学に戻って来ることができたのは認知機能の障害が比較的軽くて済んだという理由もありました。

記憶障害はない訳ではないという程度で、何でもメモを付けるのが習慣化していたことから、教室での座学は続けられそうでした。しかしそうになるとそなでもなく、他人の発表になると途端にあくびをしたり窓の外を向いたりするばかりか、ちょっとしたことで口論を始めてしまいます。ゼミの内部では高次脳機能障害があることについて教官から説明があり、みんなで受け入れることで落ち着きました。しかし、その先にある就職を考えると更に難問が待ち構えているようで、雇用関連機関にあらかじめ相談しておいた方がよいかと思われました。

